

中部横断自動車道の 屋外広告物禁止地域の指定について

令和2年（2020年）に供用予定の南部IC～下部温泉早川IC間について、沿道景観の維持と安全な交通の確保を図るため、令和2年1月15日※から屋外広告物禁止地域（第2種）となります。

対象範囲は、当該道路から展望できる両側各500m以内の地域です。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※道路の供用が早まった場合、指定日も早まります。

◆屋外広告物とは？

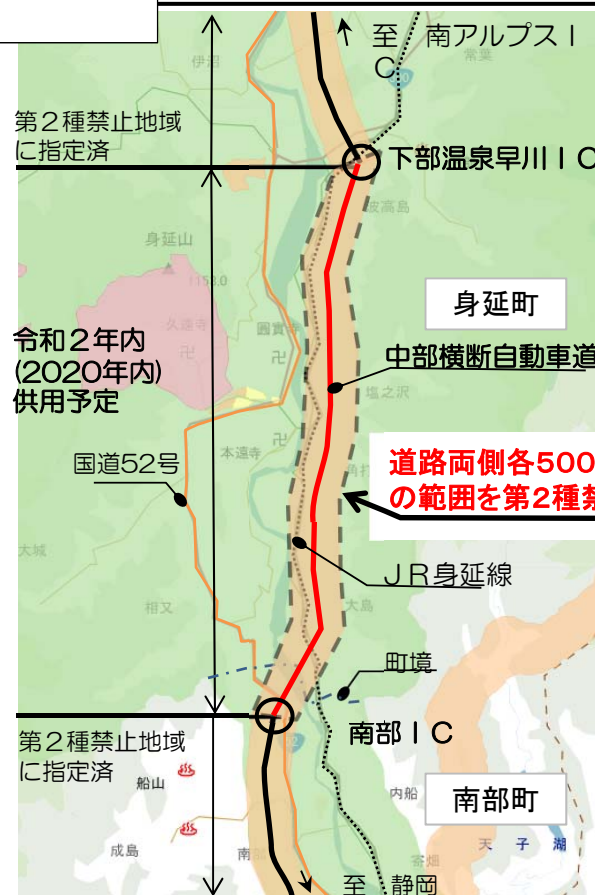
■屋外広告物の事例としては、右図のようなものがあります。

■山梨県屋外広告物条例によるルールがあります。

- ・禁止地域：自家用広告物等で、一定規模以下のもの以外は原則設置が不可能
- ・許可地域：一定規模以上の場合、許可を受けることで設置が可能



◆指定範囲



道路両側各500m以内の範囲を第2種禁止地域に指定

凡 例	
	第一種禁止地域
	第二種禁止地域
	第一種許可地域
	第二種許可地域
	第三種許可地域

注) 本図は概略イメージですので詳細はお問い合わせください。

◆第2種禁止地域に設置できる屋外広告物の概要

◇禁止地域では原則、広告物を表示（設置）できません。
ただし、以下の広告物については、表示（設置）ができます。

- ① 許可を要する広告物
 - ・道標、案内図（建植）
：面積1m²以下、高さ3m以下、
色彩の制限、複数設置する場合は合計面積が制限
など
- ② 許可不要の広告物
 - ・自家用広告物
：住宅及び事業所内における表示面積の合計10m²以下
など

◆既に設置されている屋外広告物で 新しい基準に適合しなくなったものの措置

施行日（令和2年1月15日）から次の期間は、経過措置があります。

種類	経過措置により掲出が可能な期間
適法に掲出されているもの	3年間
適法に掲出されている堅牢なもの	6年間

※堅牢とは、建築基準法の確認を受けたものなど

◆基準等の詳細

詳細につきましては、山梨県ホームページをご覧ください。下記の
問い合わせ先にご連絡ください。

山梨県 屋外広告物

検索

問い合わせ先

山梨県

峡南建設事務所 都市計画・建築課 都市計画担当（TEL 055-240-4120）

景観づくり推進室

（TEL 055-223-1325）

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。